

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和2年度

財政援助団体等監査(2監査第75号)分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (3年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
(2) 遊具の管理について	茶臼山自然植物園にあるアスレチックの案内看板と現物が一致していないものがあつた。また、緑育協会ホームページで、使用禁止として掲載しているアスレチックの情報に一部誤りがあつた。正確で分かりやすい情報提供に努められたい。	案内看板と現物が一致していないものについては、更新のための予算確保に努めるとともに、貼り紙等の簡易的な方法も検討し、順次更新を進めていくことで改善を図る。また、緑育協会のホームページと同様の情報を市のホームページにも掲載し、利用者への情報提供に努めていく。	遊具の更新等が完了していないため、看板の更新は実施していない。今後貼り紙等の簡易的な方法により順次更新される遊具の状況に合わせて表示していく。 利用者への情報提供については、市ホームページから、正確な情報に更新しているながの緑育協会のホームページにリンクを設定し、閲覧を可能としている。	公園緑地課
(2) 遊具の管理について	茶臼山自然植物園にあるアスレチック28基のうち、8基が劣化、損傷により使用できない状況となつていた。安全性を確保するため、適宜、補修または更新を図るとともに、費用対効果を勘案し、不必要なものについては撤去されたい。	指摘を受け、使用できない8基のうち、2基を撤去、1基の修繕を行ったが、令和2年度に実施した遊具点検(令和3年3月31日完了)の結果、現在ある26基のうち、8基が使用できない状況となっている。 補修については1基当たり27万円～190万円、撤去についても1基当たり12万円～48万円を要するため、令和3年度中に費用対効果を勘案しながら整備方針を検討し、必要な予算措置を講じて安全性を確保していく。	使用禁止となつていた遊具すべての撤去は完了し、4基の修繕を実施した。	公園緑地課
(意見) 1 緑育に対する認知度の向上について (報告書13 ページ)	緑育協会は、平成23年の設立以降、市の緑育行政を担う団体として積極的に事業を進めてきた。特に、緑育の拠点である篠ノ井中央公園において開催する各種展示会や講座、小学生対象の「育種寺小屋」(現:花育学校支援プロジェクト)などは、子ども達をはじめとする市民が、緑育を実践するきっかけとなり、一定の成果を挙げた。 しかしながら、平成29年8月実施のまちづくりアンケートの結果では、「緑育の認知度」について、「知らない」との回答が49.0%、「知っている」との回答は12.6%に留まっている。さらに、「緑育協会の認知度」については、「知らない」との回答が78.2%、「知っている」との回答は4.4%である。市と緑育協会は、「長野市緑を豊かにする計画」に基づき、これまで情報発信に努めてきたが、PR方法の工夫など、更に効果的な情報発信により、緑育に対する認知度向上に努められたい。 また、緑育協会に対する市の出資比率は、現在43.56%であるが、これを50%以上に引き上げ、毎年度、議会に対して経営状況報告を行うことで、市民の理解や認知度の向上につながっていくと思われるため、市の出資比率の引上げについても併せて検討されたい。	緑の顕彰事業である「ながの花と緑大賞」の実施、緑育協会と連携した「花育～学校支援プロジェクト事業」や共催事業としての緑育推進イベントを実施することにより、引き続き、緑育に対する知名度を高めていく。 なお、緑育協会に対する市の出資比率については、市の財源の確保のほか、事務量の増加に伴う市職員の派遣の必要性など様々な角度からの検証が必要となるため、今後、関係各課と協議しながら検討していく。	緑の顕彰事業である「ながの花と緑大賞」の実施、緑育協会と連携した「花育～学校支援プロジェクト事業」や各種講座など共催事業としての緑育推進イベントを実施することにより、引き続き、緑育に対する知名度を高めていく。 なお、緑育協会に対する市の出資比率については、市の財源の確保のほか、事務量の増加に伴う市職員の派遣の必要性など様々な角度からの検証が必要となるため、今後、関係各課と協議しながら検討していく。	公園緑地課

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和2年度 財政援助団体等監査(2監査第75号)分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (3年度)	令和5年度の措置状況	担当課	
<p>3 篠ノ井中央公園の在り方について (報告書14 ページ)</p>	<p>平成29年の都市公園法改正により、公園は、量の整備から、都市・地域・市民のために多機能性を最大限に引き出す方針に転換し、民間活力による新たな整備手法「公募設置管理制度(Park-PFI)」が創設された。 篠ノ井中央公園の利用者アンケートを見ると、「木陰がほしい」「カフェやレストランがほしい」等の要望がいくつか見受けられた。木陰や雨を避けるための施設、子ども連れの家族や余暇を楽しむ高齢者等が気軽に立ち寄れる施設が、公園の利便性を高める手段となる。 市は、平成31年2月に、Park-PFIの可能性を探るサウンディング型市場調査を実施し、調査結果を踏まえて公募の参考とするもの、新型コロナウイルス感染症による経済への影響等もあって、その後の進展は見られない。 多様な利用者や利用形態に対応し、地域に密着した公園としての効用を十分に発揮できるよう、感染症の終息後を見据えて、Park-PFI等の民間活力を導入した公園施設を早期に実現するよう取り組まれない。</p>	<p>公園の利便性を高め、民間活力を導入した公募設置管理制度(Park-PFI)により、軽飲食店等の便益施設の公募に向けて準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症が終息の兆しを見せない中での公募は難しいと判断している。 新型コロナウイルス感染症がある程度収まった時点で、コロナ禍における飲食業界の動向及び需要を把握するため、サウンディングの再実施も視野に入れながら、Park-PFI等の民間活力を導入した公園施設整備の可能性を検討していく。</p>	<p>令和5年12月末に、貸し出していたPark-PFI予定地は返却された。 現在行われている長野駅東口公園のPark-PFI事業の進捗状況や、それにより得られた実績を踏まえ、篠ノ井中央公園のPark-PFIの事業化の可能性を研究していく。</p>	<p>公園緑地課</p>